任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

広島県人事委員会

委員長　加　藤　　誠

広島県人事委員会規則第十号

任用に関する規則の一部を改正する規則

任用に関する規則（昭和二十七年広島県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第二号イを次のように改める。

イ　前号のイからホまでに掲げる職以外の職（警察官の職を除く。）

附　則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。